

農業者年金



～ 若い農業者の皆さんへ、
政策支援加入（保険料の国庫補助）で
老後の安心を！ ～



保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で、**保険料の国庫補助**が受けられます。



◆ 保険料の国庫補助対象者と補助額 ◆

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000 円 (5割)	6,000 円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000 円 (3割)	4,000 円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000 円 (3割)	—

※ 国庫補助額の割合は2万円に対する割合です。

※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

☆ **政策支援**は、国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(右表)

を満たせば受けられます。

☆ **政策支援を受けられる期間** は最長20年間です。(35歳以上で加入した場合は最長で10年間です。)

☆ **国庫補助を受けている間の保険料**は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。

☆ **国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合**は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。

政策支援は受けられる補助の割合と期間に年齢による差があります。

早い方が有利です！

気をつけて！



「現況届」は 忘れずに提出を！

重要

農業者年金を受給されている方は、毎年6月末日までに現況届を農業委員会に必ず提出してください。

現況届が提出されない場合、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。